

生駒市水道事業管理規程第5号

生駒市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成26年11月1日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

生駒市企業職員の給与に関する規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 自己啓発等休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。